

高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額の一部を改正する件

○厚生労働省告示百七十六号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第八号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和六年厚生労働省令第四号）の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額（平成二十九年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後

高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第十条の二の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七條第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第十条の二に規定する厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額は次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める組合	組合員の報酬	組合の標準報酬総額
全国土木建築 国民健康保険 組合	第一種組合員の基準報酬月額及び基準賞与額	第一種組合員の基準報酬月額の当該年度の合計額の総額を前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第一条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定の例により補正して得た額及び第一種組合員の基準賞与額

改正前

高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七條第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）第三十八条の五に規定する厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額は次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める組合	組合員の報酬	組合の標準報酬総額
全国土木建築 国民健康保険 組合	第一種組合員の基準報酬月額及び基準賞与額	第一種組合員の基準報酬月額の当該年度の合計額の総額を前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定の例により補正して得た額及び第一種組合員の基準賞与額

の同年度の合計額の総額
を合算した額

与額の同年度の合計額の
総額を合算した額